

学 会 彙 報

2004年 1月30日 西日本教育行政学会第26回大会プログラムの発送

2004年 5月15日 西日本教育行政学会第26回大会開催<広島大学学士会館>

<研究発表>

米国における教育アカウンタビリティ・システム構築の動向
—「落ちこぼれを作らないための初等教育法」を中心に—
酒井 研作 (広島大学大学院生)

台湾における中学校教員の力量形成に関する研究
—台中市の教員の専門的能力の分析を中心に—
謝 嫣文 (広島大学大学院生)

「全体の奉仕者」として教員に求められる使命感に関する考察
—佐藤一斎の『言志四録』を主要な手がかりとして—
上寺 康司 (福岡工業大学)

我が国教員養成系大学・学部の大学院及び附属学校園における
現職教員研修の実態と課題 (第一報)
—「日本教育大学協会第一常置委員会調査報告書」の分析を通して—
古賀 一博 (広島大学大学院)

自治体レベルにおける教育改革の推進要因に関する実証的研究
堀 和郎 (筑波大学)
窪田 真二 (筑波大学)
柳林 信彦 (筑波大学大学院生)
平田 敦義 (筑波大学大学院生)

2004年 7月 1日

『教育行政学研究』第25号の刊行

<研究論文>

カリフォルニア州における教育アカウントビリティ制度に関する一考察
—州学力指数 (Academic Performance Index) を中心に—

酒井 研作 (広島大学大学院生)

台湾における中学校教員の力量形成に関する研究
—台中市の教員の専門的能力の分析—

謝 嫣文 (広島大学大学院生)

イギリスにおける公教育と保育学校
—保育学校の性格と1918年教育法—

中嶋 一恵 (長崎女子短期大学)

教育改革の進展に影響を及ぼす教育長の特性に関する分析
—市町村レベルの教育行政改革の動向に関する全国調査を基にして—

堀 和郎 (筑波大学)

柳林 信彦 (筑波大学大学院生)

2004年 8月27日

学会ニュース第47号発行

『教育行政学研究』第26号の投稿申し込み用紙発送

2005年 1月31日

西日本教育行政学会第27回大会案内、発表申込書等発送

西日本教育行政学会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は「西日本教育行政学会」と称する。
- 第2条 本会の目的は、教育行政の研究を促進し、研究上の連絡、情報の交換、会員相互間の親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は次の事業を行う。
1. 会員の研究物及び情報の交換
 2. 研究会の開催
 3. 機関誌「教育行政学研究」の発行
 4. その他の事業

第2章 会 員

- 第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、教育行政学あるいはこれに深い関係のある学問研究に従事する者で、会員の推薦を受けて本会に入会することを申し込んだ者とする。
- 第5条 会員は、本会が営む事業に参加し、機関誌上又は研究会を通して、その研究を発表することができる。
- 第6条 会員は、会費を負担するものとし、会費は年額6,000円とする。
- 第7条 会員のうち、3年以上会費の納入を怠った者は、本会から除名されることがある。

第3章 役 員

- 第8条 1) 本会に次の役員を置く。
会長、副会長、理事（4名）、監査（2名）、幹事（若干名）
なお、副会長は複数置くことができる。
- 2) 前項のほか、本会に顧問を置くことができる。
- 第9条 会長は本会を代表し、副会長との協議の上で会務を裁理する。
- 第10条 1) 理事は、会長又は副会長を助け、会務に従事する。
2) 幹事は、それぞれ会長及び副会長の下で会務を補佐する。
- 第11条 総会は、本会の事業及び運営に関する一般的事項を審議決定する。
- 第12条 総会は、会長が副会長及び理事との協議の上で招集するものとする。
- 第13条 1) 役員任期は2年とする。ただし、重任を妨げないものとする。
2) 任期途中で役員交代が生じた場合、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 計

- 第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。
- 第15条 予算案及び決算書は会長が副会長及び理事との協議の上でこれを作成し、文書により会

員に報告し、総会において承認を得るものとする。

第16条 本会の会計年度は、毎年、の大会開催日に始まり、翌年の大会前日に終わる。

第5章 研究会及び研究物の交換

第17条 研究会は、中国・四国地区及び九州地区において開催する。その開催時期と場所は、会長が副会長及び理事との協議の上で決定する。

第18条 研究物の交換に供する複写は事務局においてこれを行う。その経費は会費より支弁する。

第6章 機関誌発行

第19条 機関誌の編集は、編集委員会においてこれを行う。編集、編集委員会その他の刊行についての規定は別にこれを定める。

第7章 雑 則

第20条 本会の事業のために別に規定を定めることができる。

第21条 本会の会則及び規定の改正は、総会における実出席会員の3分の2以上の同意によって行われる。

附 則

本会則は、昭和54年4月1日より施行する。

附 則（昭和55年11月9日一部改正）

本会則は、昭和56年4月1日より施行する。

附 則（昭和56年11月23日一部改正）

本会則は、昭和57年4月1日より施行する。

附 則（昭和57年11月13日一部改正）

本会則は、昭和57年11月13日より施行する。

附 則（昭和60年12月7日一部改正）

本会則は、昭和60年12月8日より施行する。

附 則（昭和60年11月15日一部改正）

本会則は、昭和62年4月1日より施行する。

附 則（昭和62年11月14日一部改正）

本会則は、昭和63年4月1日より施行する。

附 則（平成元年11月18日一部改正）

本会則は、平成2年4月1日より施行する。

附 則（平成8年5月18日一部改正）

本会則は、平成8年5月18日より施行する。

附 則（平成15年5月24日一部改正）

本会則は、平成16年5月15日より施行する。

西日本教育行政学会機関誌刊行規定

- 1 本会は、機関紙「教育行政学研究」を毎年1回刊行する。
- 2 本機関紙は、本会会員の教育行政に関する研究論文を主体とし、会員の研究紹介・文献紹介をも掲載することがある。
- 3 機関紙に研究論文を掲載しようとする会員は、所定の執筆要領に従い学会事務局を応募するものとする。
- 4 論文の掲載及び編集に関する事項は、編集委員会の会議において決定する。
編集委員会は、中国・四国地区4名・九州地区2名によって構成される。
編集委員の任期は2年とする。但し再任を妨げないものとする。
- 5 編集委員会は、レフェリー制にもとづいて投稿論文を審査する。
- 6 「教育行政学研究」原稿執筆要領の2に定める原稿規定枚数をこえる分、ならびに図表については、その印刷実費を執筆者から徴収することがある。
- 7 機関誌編集事務についての通信は、「西日本教育行政学会」事務局とする。

「教育行政学研究」原稿執筆要領

- 1 論文原稿は未発表のものに限る。
- 2 論文原稿は、400字詰横書原稿用紙30枚以内とする。
- 3 原稿は横書きとし完全原稿とする。欧文の場合はタイプすること。なお、日本語ワープロの場合は、1ページ45字×38行の7ページ以内とし、A4の用紙に打ち出した原稿とフロッピーの両方を提出するものとする。
- 4 表や図は必要最小限において活用し、その印刷位置及び大きさは、あらかじめ執筆者が希望を表示しておくこと。
- 5 日本語の表記については、特に事情のあるほかは、「常用漢字表」に準拠すること。
- 6 外国人・地名に言語を用いるほかは、叙述中の外国語にはなるべく訳語をつけること。外国語は3字を2画に計算する。
- 7 外国語でAbstract(約1365字)を作成し、論文題目の後に挿入すること。
- 8 注及び引用文献は、論文末に一括して掲げること。
引用法の例 論文の場合：著者、年号、論文名、雑誌名、巻、頁
単行本の場合：著者、年号、書名、発行所、頁

編 集 後 記

学会紀要第26号が完成しましたので、お届けいたします。今号には研究論文が5本掲載されておりますが、これらはいずれもレフェリー制に基づく厳正な審査を経たものです。

また、今号の掲載論文は、いずれも米国か中国（台湾を含む）に関する外国研究であり、しかもその多くが現代を取り扱っていますが、テーマ的にはまさに今日の日本が直面している教育行政課題と重なるものばかりです。今号における論文成果にとどまらず、投稿者各位の研究が益々進展していくことを期待しております。

周知のように、現下の教育行政（制度）改革は衰えをみせるどころか、昨年来より専門職大学院の設置や教員免許状の更新制までが本格的に検討議論され始め、一層加速さえしつつあり、わが国の教育行政（制度）研究への社会的期待は益々高まりつつあるのではないのでしょうか。本学会としてもこれらの社会的期待へどのように応えていくのか、今後は、会員個々の研究成果の報告だけでなく、学会としての英知を何らかの形で集結する必要もあると考えます。

前号から原則として執筆者からの印刷費を徴収しなくなりましたが、この点に関する認識が徐々に会員各位へ浸透してきたこともあり、昨年よりも若手会員からの投稿が増えています。若手会員にとどまらず、年長のベテラン会員の方々も研究発表の場として積極的な投稿をお願いできればと思います。

『教育行政学研究』第26号編集委員会

委員長 古 賀 一 博（広島大学）
委員 岡 崎 公 典（夙川学院短期大学）
堀 和 郎（筑波大学）
松 元 健 治（広島文化短期大学）

教育行政学研究

印 刷	平成17年5月20日
発 行	平成17年5月20日
発 行 者	西日本教育行政学会 〒870-1192 大分市大字旦野原700番地島748番地 大分大学生涯学習教育研究センター 橋口泰宣研究室 TEL 097-554-7641
印 刷 所	グランド印刷株式会社 〒770-0941 徳島市万代町6丁目20-150-15 TEL 088-622-8448

Studies on Educational Administration

- Toshihiro SUMIOKA : The Characteristics of foundation of the Primary School System for African American People in American South
—The Case of Atlanta, GA
- Toshiyuki ICHIDA : Teachers' Collective Bargaining Act in California: An Analysis of the Enforcement of the Educational Employment Relations Act of 1975.
- Guo Rentian : The Characteristics and Problems on the Reform of Chinese Higher Education System
— Focusing on the Reform of Financial System after 1980' s —
- Kensaku SAKAI : Educational Accountability System in California:
The Framework and Characteristic of the Award Program
- Yen -Wen HSIEH : A Study on the Professional Development and Needs for In-Service Training of Junior High School Teachers in Taiwan: An Analysis of Taichu City's Teacher Age
-

No.26 Jun 2005

edited by

Nishi Nippon Society for Educational Administration Research